



# 工事請負契約書

発注者 \_\_\_\_\_ と  
受注者 株式会社 波多野工務店 代表取締役 波多野 智章 とは  
(工事名称) \_\_\_\_\_ 工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、設計図書等(設計図面 \_\_\_\_\_ 枚、  
見積書 \_\_\_\_\_ 冊、現場説明書 \_\_\_\_\_ 枚、質問回答書 \_\_\_\_\_ 枚)に基づいて、工事請負契約を  
締結する。

1. 工事場所 \_\_\_\_\_

2. 工期 着手 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
引渡日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_  
うち 工事価格 \_\_\_\_\_

取引に係る消費税および地方消費税の額 \_\_\_\_\_

(注)請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税および地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払 前払 契約成立の時に  
部分払

\_\_\_\_\_ 完成引渡の時に

5. (1) 部分使用の有無(有  無) (2) 部分引渡の有無(有  無) (3) 種類又は品質に関して  
契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関して  
講ずべき補償保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無(有  無) (建設業法  
第19条第1項第13号)

① この工事が、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年  
法律第66号)に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、  
講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容(保証金の  
供託又は責任保険契約の締結)は、添付別紙のとおりとする。

② 上記①を除くその他の措置の内容 \_\_\_\_\_

(5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無(有  無) (建設業法第19条第1項第4号)  
工事を施工しない日 \_\_\_\_\_ 工事を施工しない時間帯 \_\_\_\_\_

6. 解体工事に要する費用等  
この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第  
9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事  
項については、添付別紙のとおりとする。

7. その他  
(ローン特約): 融資予定金融機関より融資が受けられない場合は、本契約は解除  
するものとし、請負者が受領済みの金員については発注者と協議の上、請負者  
に係る必要なる経費を差し引いた残額を発注者に返金するものとする。

この契約の証として本書1通を作り、当事者が記名押印して、原本を発注者、写しを請負  
者が保有するものとする。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<発注者>  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

<受注者>  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 江南市草井町南234番地  
株式会社 波多野工務店  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 代表取締役 波多野智章